

## 【重要】 燃料費調整制度の上限価格撤廃について

### 北海道電力管内

平素より「ミライフでんき」をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
弊社、ミライフ北海道(株)はこの度、「ミライフでんき」の燃料費調整制度の上限価格撤廃を以下のとおり実施させていただきますので、お知らせいたします。

1. 実施日 2022年6月1日

2. 対象種別

従量電灯B 従量電灯C 低圧電気

3. 変更内容

適切な資源価格を反映し、安定的に電力を供給することを目的とし、燃料費調整単価の算定における上限平均燃料価格及び、これに基づく燃料調整単価の上限設定を撤廃いたします。

※燃料費調整制度とは、石油、石炭などの火力発電燃料の価格変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。燃料価格が上昇した場合は燃料費調整額を加算し、燃料価格が低下した場合は燃料費調整額を差し引き、電気料金を算定します。

#### 【燃料費調整単価の例】

2022年5月の北海道電力管内における低圧電力燃料費調整単価：1.56円/kWh

平均燃料価格：45,100円・・・①

基準燃料価格：37,200円・・・②

北海道電力管内の基準単価：0.197円・・・③

燃料費調整単価 [円/kWh] = (平均燃料価格① - 基準燃料価格②) × 基準単価③ ÷ 1,000

1.56 [円/kWh] = (45,100円 - 37,200円) × 0.197円 ÷ 1,000

変更点の新旧対照表

改定前	改定後
第4章 料金の算定および支払	第4章 料金の算定および支払
第16条 料金	第16条 料金
(3) 料金の算定にあたり、力率割引および割増し、燃料費調整額、太陽光発電促進賦課金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びその他の賦課金（あれば）については、別段の合意のない限り、所轄の一般電気事業者が公表する約款に準じて決定するものとします。	(3) 料金の算定にあたり、力率割引および割増し、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその他の賦課金（あれば）については、別段の合意のない限り、所轄の一般電気事業者が公表する約款に準じて決定するものとします。また、燃料費調整額については、別表1のとおりといたします。
	※別表1は <a href="#">こちら</a> よりご確認ください

【参考】2022年5月の燃料費調整単価について「上限価格ありの場合」と「上限価格なしの場合」を比較

	上限価格あり（改定前）	上限価格なし（改定後）	価格差
北海道電力管内	1.56円	1.56円	0円